令和７年度予算編成方針

令和６年(2024年)11月

北　　海　　道

基本的な考え方

これまで、本道は、デジタル化や脱炭素化の加速化といった社会変革、不安定な国際情勢を背景としたエネルギーの安定供給、食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会、経済の大きな変化に直面する中においても、道民生活や本道経済への影響の緩和に向けた対策などの現下の諸課題に取り組んできているところである。

こうした中、令和７年度は、食料や経済の安全保障をはじめ、本道に求められる役割への期待・重要性の高まりを好機と捉え、本道の課題解決と地域創生につなげていく必要がある。

他方、令和７年度以降も多額の収支不足額が見込まれるほか、実質公債費比率も高い水準で推移するなど厳しい財政状況が続く見通しにあることから、持続可能な財政構造の確立に向けて、財政の健全化に切れ目なく取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ、令和７年度予算は、『「行財政運営の基本方針〈改訂版〉」に基づく令和６～７年度の収支対策』（以下「収支対策」という。）に沿って、施策や事務事業の徹底した精査やゼロベースでの見直しといった歳出の『量的な削減』のほか、既存事業の再構築やスクラップ・アンド・ビルドなどの取組を通じた『質の一層の向上』に取り組むなど、歳出の削減・効率化を図る。

また、施策間連携や横断的事業の推進、市町村や民間との連携・協働はもとより、全庁を通じて事務・事業の適正な執行がなされるよう、立案段階から組織全体で法令等の遵守の視点にも立って、事業の構築を行う。

その上で、「令和７年度重点政策の検討方針」に基づく優先度の高い施策に、限りある行財政資源を効果的・効率的に配分し、地域の力を高めるとともに、地域の外からの力を活用し、北海道の創生につなげていく。

予算編成の基本方針

１　基本的事項

令和７年度予算の編成は、「収支対策」に沿って、歳出の削減・効率化と更なる歳入確保の推進を図りながら、引き続き、財政の健全化に向け取り組むことを基本とする。

２　歳入に関する事項

歳入確保に最大限取り組むとともに、次の事項に特に留意すること。

（１）道税については、経済の動向を十分勘案することはもとより、税制改正による影響など、見込み得る様々な要素を的確に把握した上で積算するとともに、キャッシュレス納税の促進など納税者の利便性向上と滞納繰越額を含む徴収対策を一層強化し、徴収率の向上など、収入額の確保に取り組むこと。

（２）国庫支出金については、現行制度により積算することとするが、国の動向に留意するとともに、超過負担の早期解消に向けて人員の配置や事業内容の徹底した見直しを図るなど、その解消に最大限努めること。

また、国等からの受託事業については、その必要性を十分検討し、受託する事業にあっては職員費への更なる充当について要請すること。

（３）使用料及び手数料については、フルコスト計算に基づき適正な単価を設定すること。

なお、住民間の公平・均衡を確保する観点から、減免規定の見直しを行い、費用負担の適正化を図ること。

（４）財産収入については、時価を勘案の上、適切な対価により積算するとともに、道有財産全般にわたり「施設経営」の視点から活用状況を点検し、低利用資産・未利用資産や株式などについては、「北海道ファシリティマネジメント推進方針」等を踏まえ、売却や貸付け、定期借地権の設定など更なる歳入確保に向けてあらゆる手法を検討すること。

特に、建物の老朽化の進行に伴い、今後の更新等が課題となっていることから、既存庁舎の活用など「庁舎の有効活用指針」に基づく、検討を進めること。

（５）各種受託事業収入については、職員費を含めた必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、受託に当たっては、道の施策や施設の設置目的等を十分考慮するとともに、収入額に見合った適切な人員配置とすること。

（６）その他の収入については、それぞれ前年度の実績、国の動向などを勘案し、的確に積算するとともに、更なる増収策を検討すること。

また、収入未済額が発生しているものは、貸付審査に係る基準の強化など滞納の未然防止を図ることはもとより、債権管理マニュアル等に基づき適切に滞納整理を行うとともに、債権管理業務の一元化や回収業務の民間開放を積極的に進めるなど実効ある取組の更なる強化を図り、債権の保全・回収を行うこと。

３　歳出に関する事項

政策評価の結果を的確に反映することはもとより、施策や事務事業の徹底した精査、ゼロベースでの見直し、取捨選択や、既存事業の再構築、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、また、民間資金の積極的な活用（官民連携）を図ることなどを基本とし、次の事項に特に留意の上積算すること。

（１）各種事業については、過去の執行実績を踏まえるとともに、賃金や物価の上昇など社会情勢の変化はもとより、見込み得る様々な要素を把握した上で、適切に積算すること。

（２）各種事務事業については、事業の必要性を改めて検討し、事業効果のより一層の向上、優先度等に基づく合理的な選択と質の向上を図るため、政策評価結果を踏まえた見直しを確実に予算に反映させること。

また、関係部局間で連携を図るとともに、市町村をはじめとする多様な主体と連携した事業構築を行うほか、施策効果を高めるため、民間資金の活用についても、積極的な検討を進めること。

なお、組織機構及び職員配置については、評価結果への対応や「Smart道庁の取組」の一層の推進などによる簡素で効率的・機動的な執行体制の構築に向けて検討を行うこと。

（３）施設建設工事については、近年、予定価格や工期の不足による入札不調や不落が頻発していることから、直近の市場価格を十分調査し単価等を設定するとともに、施工環境等を勘案した確実に施工可能な工期を設定するなど、合理的な基準に基づき、所要額の積算や工期を設定すること。

また、庁舎等の建築物について、ライフサイクルコストの縮減を図るため、適切な保全を実施するなど、ストックマネジメントに取り組むこと。

（４）国庫補助事業については、国の動向に留意するとともに、その必要性、緊急度などを十分検討して実施事業を厳選し積算すること。

　また、既存の道単独施策についても、国庫補助制度の活用を前提に再検討すること。

（５）道単独補助金などについては、市町村、民間との役割分担や施策効果を踏まえ、適切な見直しを行うこと。

　特に、各種奨励的な補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、その必要性や実施方法、施策水準などについて検討し、廃止・休止を含め、その総額の縮減を図ること。

　また、各種団体への補助金については、収入の状況を踏まえた補助対象経費・対象外経費の仕分けを行い、所要額を適切に積算すること。

（６）債務負担行為は､将来において財政負担を伴うものであることから、事業内容や道の負担割合などを十分精査の上、必要最小限のものについて積算すること。

（７）災害復旧事業及び災害関連事業については、過年発生分は年度割所要見込額を、現年発生分は過去における災害発生状況を勘案の上、進度率30%で積算すること。

（８）社会資本の整備に当たっては、財政負担の可能な範囲での事業実施を基本とし､「北海道強靱化計画」及び「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づき、自然災害への対応にも配慮しながら、事業の緊急度や優先度を考慮した事業選択を行うとともに、本道の社会資本の整備水準や国及び市町村との役割分担を踏まえ、投資の重点化・効率化を一層進めること。

　特に、公共事業については、当面、令和７年度の各省概算要求額を勘案した額の範囲内で積算するとともに、施設等建設工事における営繕工事単価の見直しも含め、コスト構造改善の取組を徹底すること。

なお、国直轄事業に対する道負担金については、これまでの国の制度改正の動向等を踏まえ、適切に対応すること。

（９）義務的経費については、国の制度改正の動向等に留意するとともに、過去における基準改定の状況や執行実績を踏まえ、必要な経費を適切に見込み積算すること。

なお、北海道医療費適正化計画[第４期]に基づく取組の着実な実施などにより、各種医療費等の適正化を図ること。

（10）事務的経費や庁舎等維持費の内部管理経費については、「行財政運営の基本方針〈改訂版〉」に基づく業務改革の取組を更に進めるとともに、情報システムの最適化に向けた取組の推進等に基づく業務の集約・一元化などにより、徹底した経費の節減に取り組むこと。

（11）人件費については、給与に関する制度改正などを踏まえるとともに、組織機構の見直しに対応した職員数に基づき、必要となる経費を適切に見込み積算すること。

なお、非常勤職員や会計年度任用職員等については、必要性や業務内容を十分検討し、必要最小限の任用とすること。

４　特別会計等に関する事項

採算性の確保や官民の役割分担、道自らが実施することの必要性といった視点から事業を検証した上で、経営健全化計画を策定している会計にあっては計画の着実な推進を図るとともに、そうした計画を持たない会計にあっても収支改善に向けた方策を抜本的に検討し、一般会計負担の軽減を図ること。

枠配分について

枠配分については、例年同様、公共事業費、災害復旧事業費、人件費、義務的経費などを除き、当面、一般財源ベースで所定の額を配分することを基本とする。

各部局においては、業務内容や既存事業に抜本的な見直しを加え、緊急性や優先度の高い施策に財源を重点的・効率的に配分し、その成果を要求内容に的確に反映させること。

なお、道税収入などの一般財源の動向如何では 予算編成段階で、枠配分の再調整や経費の再算定を行うことがあり得ること。

１　一般施策事業・庁舎等維持費

（１）枠配分の対象経費等について

令和６年度当初予算のうち、制度的枠組みがある程度固定され、支出額が大きい事業等として、総務部が別に指定する事業(以下「個別調整事業」という。)、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用する事業及び地域活性化雇用創造プロジェクト・北海道事業構想に基づく事業の予算額を控除した額から各部局の令和７年度削減目標額を減じた額を各部局に配分する（別に指示する。)。

また、個別調整事業については、予算要求枠の配分対象外とし、すべての事業について総務部と事業内容の調整を行う。

なお、「令和７年度重点政策の検討方針」に基づく事業については、その内容や実効性等について予算編成過程を通じて全庁的な調整を行い、別途、所要額を措置する(別に指示する。)。

各部局は、配分された一般財源の範囲内で、一般施策及び庁舎等維持費に関する予算要求を行うものとし、新規・拡充事業や制度改正を伴う事業、政策評価等において意見が付された事業など別に指定する事業については、必要に応じ総務部と事業内容等の調整を行う。

（２）既存事業の積極的な見直しについて

継続事業について社会経済情勢の変化や施策効果等を踏まえて、廃止等を伴う事業の実質的な見直しを行ったと認められる場合には、要求上限額の引き上げを行うこととするので、積極的な見直しに取り組むこと（別に指示する。）。

（３）民間資金等による施策推進について

民間の資金やノウハウ、協力などの官民連携による施策の推進を行う場合には、その状況に応じて部局への枠配分額を上乗せすることとするので、積極的な活用に取り組むこと（別に指示する。）。

２　特別対策事業・公共関連単独事業

「収支対策」を踏まえ、別に指示する。

３　施設等建設事業

「収支対策」及び「北海道ファシリティマネジメント推進方針」を踏まえ、既存施設の長寿命化を図るとともに、財政負担の平準化に向けて予め全庁的な調整を行った上で、その所要額を配分する（別に指示する。）。